

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年4月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2500474号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2600001号

第1 結論

昭和55年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和61年3月まで

私は、20歳になった昭和55年*月にはA市の実家で暮らしており、その後、昭和56年4月からは大学生となりB市で、昭和58年頃からはC市で、それぞれ親元を離れて暮らしていたが、父親から生前に、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたと聞いていた。

父親から詳しい話を聞いておらず、母親も私の国民年金に関する話は分からないとしているため詳細については不明であるが、国の記録において、請求期間に係る国民年金保険料が未加入による未納となっていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているが、これらを行ったとする父親は既に亡くなっており、請求期間当時の状況について確認することができない上、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接関与していないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金の加入手続を行い、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、請求者が請求期間直後に加入した厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和61年4月1日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間において居住していたとするA市、B市及びC市は、請求期間当

時における国民年金の届出（資格取得届、資格喪失届等）及びその受付状況を確認できる資料について、いずれも保管していない旨回答及び陳述している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500473号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年7月1日から昭和62年4月1日まで

私は、昭和60年7月1日にA社へ入社し、昭和62年3月31日まで勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間に係る被保険者記録がないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社で勤務していた旨主張しているところ、同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者及び請求者が同僚として名前を挙げている者に照会を行い、回答のあった複数の者は、請求者が同社に勤務していた旨回答及び陳述していることから、期間の特定はできないものの、請求者は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は平成14年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に亡くなっている上、同社の元取締役等に照会を行ったものの、同社に係る資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、同僚照会において回答のあった複数の者は、自身がアルバイトとして勤務をしていた期間については厚生年金保険に加入せず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答及び陳述しているところ、オンライン記録によると、当該複数の者がアルバイトとして勤務していたとする期間、及び請求者がA社において自身と同じ業務に従事していたとして姓のみを挙げている複数の同僚については、いずれも同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社では、請求期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、請求期間において厚生年金保険の被

保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。